

## 「横浜市マンション再生支援事業」のご案内

建替えや長寿命化など、マンションの再生活動を行おうとする横浜市内に存するマンション管理組合等に対して、その検討活動に要する費用の一部を補助します。

### ■補助対象となるマンション再生活動

#### ① マンションの大規模改修に関する検討

- ・大規模改修の費用対効果に関する検討
- ・大規模改修の基本構想・事業計画の作成に関する検討

#### ② マンションの耐震改修に関する検討

- ・耐震改修の費用対効果に関する検討
- ・耐震改修の基本構想・事業計画に関する検討

#### ③ マンションの建替等に関する検討

- ・老朽度の判定に関する検討
- ・建替等の費用対効果に関する検討
- ・建替等構想・事業計画の作成に関する検討

#### ④ 住環境整備に関する検討及び取組

外構や拠点整備等、マンションの再生に寄与する住環境整備に関する検討及び取組

#### ⑤ 省エネルギー化（断熱又は設備等）に関する検討

※ ①、②又は③に追加して⑤省エネルギー化の検討を行う場合に補助

#### ⑥ その他マンションの再生に寄与する活動で市長の認めるもの

※マンションの大規模改修とは

長寿命化に資する、将来を見込んだ居住水準の向上や設備性能の向上を目的として行われるマンションの改修工事をいう。

※ 大規模修繕等通常の維持管理に係る管理組合の活動経費は補助の対象になりません。

(参考)長期修繕計画ガイドライン(国土交通省)

修繕…「建物及び設備の性能・機能を新築時と同等水準に維持、回復させる」工事

改修…「区分所有者の要望など必要に応じて、建物及び設備の性能を向上させる」工事

### ■補助の内容

- 当該年度（4月1日から翌年3月31日）に行う検討活動費用の2分の1以内かつ30万円（複数のマンション管理組合等が行う活動は60万円）を限度として補助
- 大規模改修に関する検討又は建替えに関する検討に追加して省エネルギー化の検討活動費用の2分の1以内かつ15万円（複数のマンション管理組合等が行う場合は30万円）を限度に追加で補助

### ■補助の期間

5年間を限度

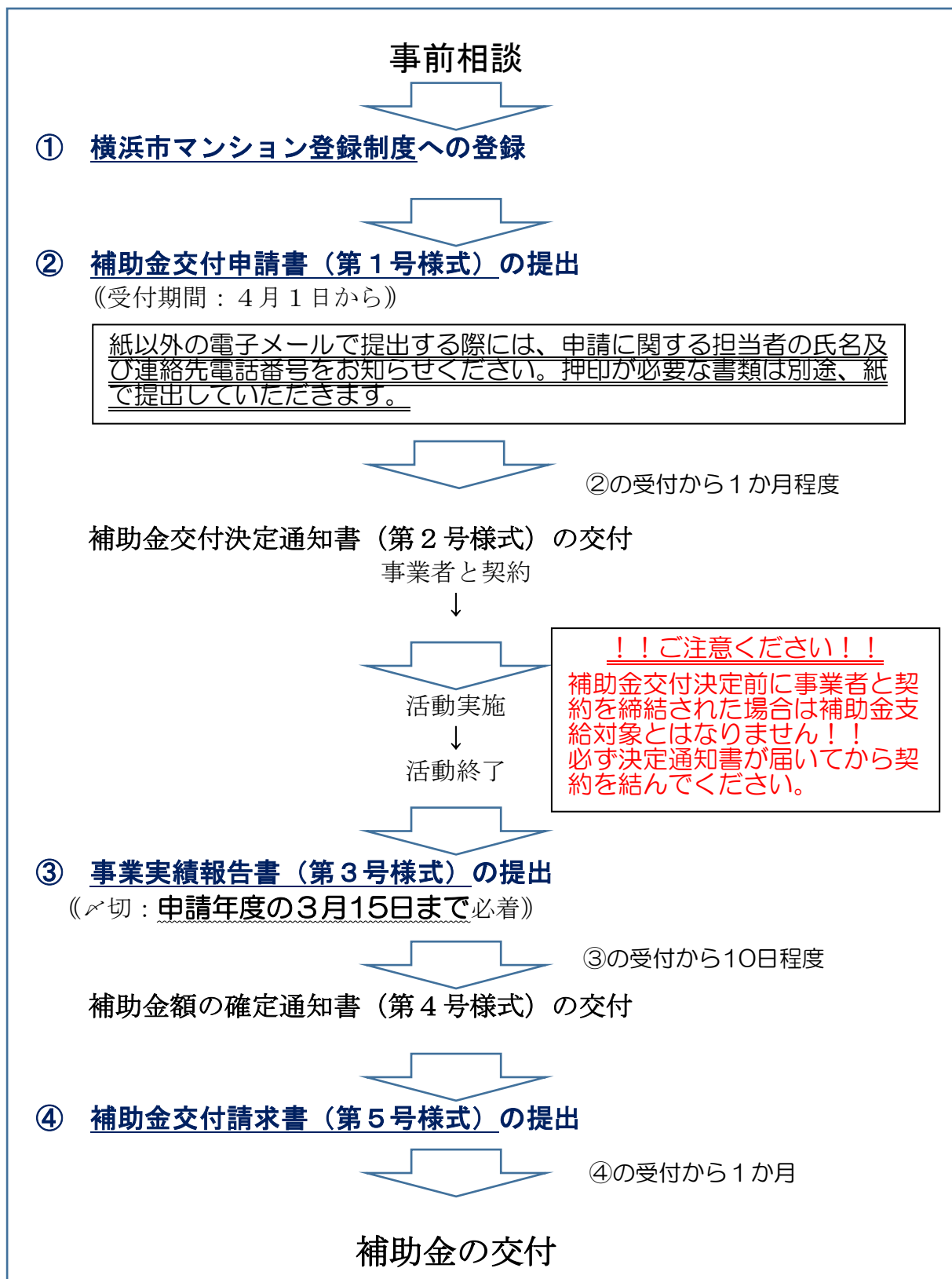
(※ 最後の補助年度から5年度が経過している場合は通算年度はゼロとなります。)

#### 【お問い合わせ、お申込み】

横浜市建築局住宅再生課

電話 045-671-2954 Fax 045-641-2756

## ■手続きの流れ



## ■提出書類について

### ○ 補助金交付申請書（第1号様式）（←前ページ②の手続き）

#### 【添付書類】

- (1) 位置図  
住宅地図などで、申請敷地がわかるもの
- (2) マンションの案内図、配置図等
- (3) 現況写真等  
現在のマンションの状況がわかる写真
- (4) マンション管理組合の管理規約
- (5) マンション再生のための検討に係る見積書  
少なくとも申請書の提出日まで有効なもの
- (6) 企画書  
目的、（委託）業務内容、スケジュール等が記されたもの
- (7) 仕様書  
見積りを取るため等に作成された具体的な作業計画書
- (8) 当該年度の総会の議案書及び議決書  
再生活動に内容、予算等について及び横浜市マンション再生支援事業の利用に係る総会の議案書と議決書（議事録）
- (9) 事業計画書・予算書
- (10) 委任状  
管理組合の方が直接手続きされる場合は不要です。
- (11) その他  
過去の活動の成果品、活動記録など

次の全てを満たす場合は、(1)から(4)までの書類の提出は不要です。

- 過去に補助を受けたことがある
- 最後に補助を受けてからの経過が5年度以内
- 管理組合の内容に変更がない

### ○ 事業実績報告書（第3号様式）（←前ページ③の手続き）

#### 【添付書類】 次の(1)から(3)までの書類を添付してください。

- (1) 契約書等（写し）  
内訳書を含む。
- (2) 領収書等（写し）  
管理組合が費用を支払ったことを証する書類  
（受託事業者が発行したもの）
- (3) 活動報告書  
受託事業者から管理組合に提出する報告書等（写しでも可）